

4 製品の特徴的な形状、模様についての権利（意匠権）

1. 意匠とは？

意匠とは、物品の外観としてのデザイン（形状、模様、色彩又はそれらの組み合わせ）のことをいいます。

具体的には、【表4.1】のようにテレビや自動車、また、我々がお客さまに提案する菓子箱のデザイン等、取引の対象になる物品の外観に表れたデザインのことであり、これには、物品の特徴的な部分も含まれます。

【表4.1】 意匠登録の例

乗用自動車 登録第1464783号	ボールペン 登録第1276099号	包装用袋 登録第1218964号
		

意匠法による保護を受けるためには、特許庁に意匠登録出願をし、意匠登録を受ける必要があります。

意匠権者は、登録された意匠と同一及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有することができます（専用権）。

意匠登録された場合、意匠権の存続期間は出願の日から25年とされています。